

研究活動における不正行為の防止等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第一条 この規程は、社会医療法人神鋼記念会（以下「神鋼記念会」という）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第二条 研究活動上の不正行為については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第三条 この規程において「不正行為」とは、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反をいう。

2 この規程において「部局」とは、総合医学研究センター、神鋼記念病院、健診センター、管理部をいう。

3 この規程において「職員等」とは、神鋼記念会の役員、従業員その他研究活動に関わるすべての者をいう。

(最高管理責任者)

第四条 神鋼記念会に、研究活動について神鋼記念会を統括する権限を有するとともに、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動に係る不正防止対策の基本方針を策定し、職員等に周知するとともに、統括管理責任者、副統括管理責任者が責任を持って研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者及び副統括管理責任者)

第五条 神鋼記念会に、最高管理責任者を補佐し、研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、総合医学研究センターを統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、センター長をもって充てる。

2 前項の統括管理責任者を補佐するため、副統括管理責任者を置くことができる。副統括管理責任者は統括管理者が指名する者をもって充てる。

(部局管理責任者)

第六条 部局に、当該部局における研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を行う者として、部局管理責任者を置き、部局の長をもって充てる。

- 2 部局管理責任者は、統括管理責任者の指示を受けて、当該部局における次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究活動に係る不正防止対策の実施に関すること。
 - (2) コンプライアンス教育の実施に関すること。
 - (3) 研究活動の適正な管理及び執行に関する管理監督及び改善指導に関すること。
- 3 部局に、当該部局において必要と認めるときは、副部局管理責任者を置くことができる。
- 4 副部局管理責任者は、当該部局の職員のうちから部局管理責任者が指名する。
- 5 部局管理責任者は、副部局管理責任者を置いたときは、その有する権限及び責任を定め、その者の氏名並びに定めた権限及び責任について、当該部局の職員等に周知するとともに、統括管理責任者に報告するものとする。
- 6 部局が必要と認めたときは、関係する部局間で協議のうえ、共同して研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を実施することができる。

(組織体制)

第七条 神鋼記念会の研究活動を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証は、総務室がその任にあたる。

- 2 不正防止をするにあたり、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究活動の適正な運営及び管理の実態並びに部局におけるコンプライアンス教育の実施状況の把握及び検証に関すること。
 - (2) 研究活動に係る不正防止対策の基本方針に基づく不正防止計画の策定、推進及び検証並びに改善に関すること。
 - (3) 関係部局と協力し、研究活動の不正の発生要因に対する改善策を講じること。
 - (4) 職員等に対する研究活動に係る行動規範を浸透させるための方策の策定及び推進に関すること。
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めること。

(不正防止計画の実施等)

第八条 統括管理責任者は、総務室が策定した不正防止計画を、部局管理責任者に提示する。

- 2 部局管理責任者は、当該部局において前項で提示された不正防止計画を実施し、その実施状況を事業年度ごとに統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項により部局から報告があった実施状況について、検証し、その結果必要と認めるときは、部局管理責任者に不正防止計画の実施状況の改善を指示する。
- 4 部局管理責任者は、前項により改善の指示があったときは、実施状況の改善に努め、その改善状況について、統括管理責任者に報告する。
- 5 統括管理責任者は、前項の改善状況について総務室に報告する。

(職員等の責務)

- 第九条 職員等は、研究活動の適正な運営及び管理に当たっては、関係法令、神鋼記念会の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならない。
- 2 職員等は、不正防止計画に沿い、不正防止に自ら取り組まなければならない。
 - 3 職員等は、コンプライアンス教育を受けるとともに、前2項に定める事項を約するため、研究活動に係る誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
 - 4 職員等は、第十四条第1項の研究活動の不正に係る調査に協力しなければならない。

(監査)

第十条 理事会は、統括管理責任者等及び総務室の研究活動の適正な運営、管理及び統括状況並びに部局におけるコンプライアンス教育の実施に係る取組状況を監査する。

(相談窓口)

- 第十一条 神鋼記念会における研究活動に係るルール及び事務手続について、法人内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、総務室とする。
 - 3 相談窓口は、法人内外からの相談を受けた場合は、神鋼記念会における効果的な研究の遂行のため、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(通報窓口)

- 第十二条 神鋼記念会における研究活動の不正に関する法人内外からの通報に対応するため、通報窓口を置く。
- 2 通報窓口は、理事会事務局とする。
 - 3 研究活動の不正に関する通報を行う者（以下「通報者」という。）は、当該通報を行う際は顕名によるものとし、研究活動の不正を行った者の氏名又は個人若しくは団体が特定できる名称及び当該通報の客観的かつ合理的な根拠を明らかにしなければならない。
 - 4 通報が匿名による場合又は通報者が匿名による取扱いを希望する場合は、匿名として取り扱う。
 - 5 通報窓口は、通報を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、関係部局の部局管理責任者又は総務室に通知するものとする。

(守秘義務)

第十三条 相談窓口及び通報窓口の職員、研究活動の不正に係る調査に関係した者その他職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(研究活動の不正に係る調査)

第十四条 統括管理責任者及び部局管理責任者は、第十二条第4項の報告又は通知があった場合は、当該報告又は通知に係る研究活動の不正に関し、直ちに予備調査を行い30日以内に本調査に

- についての可否を決定する。
- 2 前項の調査に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。
 - 3 調査が必要と判断された場合は、本調査決定から30日以内に調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、金銭についての調査）を実施する。
 - 4 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）過半数を含む調査委員会を設置する。
 - 5 被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象研究に係る一切の研究活動の使用停止を命ずる。
 - 6 調査委員会は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成する。
 - 7 調査委員会は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査委員会が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断した時は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 8 調査委員会は、本調査の開始後、特別な事由を除き150日以内に調査結果をその事案に係る関係各所に報告する。

（調査結果への不服申立て）

- 第十五条 不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査委員会が定めた期間内に調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 調査委員会は被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった時は、告発者に通知する。加えて、調査委員会はその事案に係る関係各所に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定した時も同様とする。
 - 3 調査委員会が再調査を開始した場合は、60日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに被告発者、被告発者が所属する部署、告発者、その事案に係る関係各所に通知する。
 - 4 不服申立てに伴う再調査をおこなった時は、30日以内に調査結果を被告発者、被告発者が所属する部署、告発者、その事案に係る関係各所に報告する。

（研究活動の不正の発生要因の改善）

- 第十六条 統括管理責任者は、必要があると認めるときは、部局管理責任者又は総務室に研究活動の不正の発生要因に対する改善策を講じさせることができる。

（懲戒等）

- 第十七条 職員等が研究活動の不正を行った場合は、神鋼記念会の規程に基づき、懲戒処分又は訓戒

等を行うことができる。

2 前項は、前項の職員等を監督する立場の者についても同様とする。

(法的措置)

第十八条 職員等が研究活動の不正を行った場合は、当該職員等に対し、神鋼記念会に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(取引業者に対する措置)

第十九条 研究活動の不正に関与した取引業者については、厳正な処置を行う。

(配分機関による措置への対応)

第二十条 最高管理責任者は、部局の研究活動の運営、管理体制若しくは不正に対する対応に不備があったこと又は部局で不正が行われたことにより、配分機関からの措置を受けた場合は、当該不備があった又は不正が行われた部局に対し必要な措置を講じるものとする。

2 前項の必要な措置を講じようとするときは、その措置の内容に応じて、神鋼記念会の所定の諸手続を経るものとする。

3 第1項の場合において、最高管理責任者は、当該措置が不備又は不正に関与していない部局の職員等の研究活動の遂行環境に影響を与えないよう努めるものとする。

4 機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

5 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究活動における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

6 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

7 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を当該配分機関に提出する。

8 調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の公表)

第二十一条 統括管理責任者は、第十四条第1項の調査を行った結果、研究活動の不正が行われたことが認められたときは、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、不正に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第二十二條 神鋼記念会及び職員等は、研究活動の不正に関し通報窓口に通報、又は相談窓口にご相談（以下「通報等」という。）をしたことを理由として、当該通報等を行った者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報に関して、通報者に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的（次条において「不正の目的」という。）が認められる場合は、この限りでない。

- 2 神鋼記念会及び職員等は、通報等があったことを理由として、当該通報等をされた者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(不正の目的による通報に対する措置)

第二十三條 第十四條第1項の調査を行った結果、通報対象事実が認められなかった場合において、当該通報が不正の目的によるものであると認められるときは、通報者に対し、民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(会計関係規程の適用)

第二十四條 研究活動の適正な運営及び管理に当たって、研究活動の配分機関から神鋼記念会の会計関係規程を適用するよう要請のあった場合には、当該関係規程を適用する。

(雑則)

第二十五條 この規程に定めるもののほか、研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

- 2 統括管理責任者は、第九條第2項、同條第4項及び第十四條第4項の規定により報告を受けたときは必要な事項を最高管理責任者に報告するものとする。

附 則

制 定 2015年 4月 1日

施 行 2015年 4月 1日